

# 病 欠 報 告 書

学 校 名	石 川 県 立 羽 松 高 等 学 校		
学年・番号・生徒氏名	年 番 氏 名		
<b>診 断 名</b> <small>①医師から言われた診断名の横の欄に○を記入する。                  ②インフルエンザは型（A型又はB型）も（ ）に記入する。                  ③ここに挙げられた病名の中に、医師から言われた診断名がない場合は、&lt;その他の診断&gt;欄に、医師から言われた診断名を正確に記入する。</small>	新型コロナウイルス感染症	結核	
	インフルエンザ（ ）型	髄膜炎菌性髄膜炎	
	百日咳	溶連菌感染症	
	麻疹	マイコプラズマ肺炎	
	流行性耳下腺炎	流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	
	風疹	<その他の診断>	
	水痘		
咽頭結膜炎			
受 診 医 療 機 関			
受 診 日	令和 年 月 日		
療 養 日 数	令和 年 月 日 ～ 月 日 （ 日間 ）		
上記のとおり、受診・療養しました。  （補足事項： _____）  令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">保護者氏名（自署） _____</div>			

※**学校感染症が疑われる場合**（医師から「〇〇（インフルエンザ等）の疑いがある」と言われた場合）も、**校長が判断し、出席停止となりえます。**

\*ただし、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断する必要があり、それを踏まえて学校で審議しますので、**状況によっては普通の欠席となることもありうる事**、予めご了承ください。

# 学校感染症の出席停止扱いについて

医師から学校感染症（下記（参考）を参照）と診断された場合は、出席停止となりますので以下の手続きをしてください。  
なお、学校で審議して適切な期間を出席停止とします。書類を提出しない又は書類不備がある場合は、出席停止とはならず、普通の欠席となりますので、その点ご了承ください。

## 1. 学校感染症による出席停止の際の手続き方法

①受診後、学校感染症と診断されたら、担任に速やかに電話で連絡する。

学校に連絡して欲しい事→①発症日時 ②症状 ③医療機関名 ④診断結果（インフルエンザの場合「型」も）  
⑤医師の指示事項 ⑥予防接種済みか否か（分かるなら）

②生徒登校後、下記の提出書類（A+B）を担任に提出する。

## 2. 学校感染症による出席停止の際の提出書類（A+B）

### A. 「病欠報告書」

\*受診後、医師から学校感染症（疑い含む）と診断された場合、保護者が「病欠報告書」（学校感染症 出席停止用）を記入してください。

\*「病欠報告書」は、学校の保健室にあります。

### B. 医療機関等から発行された受診又は 感染内容が分かる書類

\*①インフルエンザ等感染症の検査結果等（写）②薬剤指示書等（写）③診療明細書・領収書等（写）のいずれか。  
（できるだけ、感染症内容がわかるものが望ましい。）

（参考）学校において予防すべき学校感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルペングレーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など）

（主な学校感染症の出席停止基準）

疾病名	出席停止の基準（目安）
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症（発症日を0日）した後5日を経過し、かつ、解熱（解熱した日を0日）した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能

（学校保健安全法施行規則第18条・19条 R5.5.8～）

※学校感染症が疑われる場合（医師から「〇〇（インフルエンザ等）の疑いがある」と言われた場合）も、校長が判断し、出席停止となります。ただし、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断する必要があり、それを踏まえて学校で審議しますので、状況によっては普通の欠席となることもありうる事、予めご了承ください。